

令和元年第5回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第65号

令和元年9月3日（火） 山ノ内町役場議場に開く。

令和元年9月3日（火） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 7号 専決処分の報告について
専決第17号 平成30年度橋梁補修（橋梁長寿命化）工事変更請負契約の締結について
- 4 報告第 8号 平成30年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について
- 5 議案第49号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第50号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第51号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第52号 平成30年度山ノ内町水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について
- 9 議案第53号 平成30年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 10 議案第54号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 11 議案第55号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 12 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第57号 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第58号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第59号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 認定第 1号 平成30年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第 2号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第 3号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第 4号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 20 認定第 5号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第 6号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第 7号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第 8号 平成30年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
-

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

| | | | |
|----|---------|-----|----------|
| 1番 | 小林 央 君 | 8番 | 高田 佳久 君 |
| 2番 | 白鳥 金次 君 | 9番 | 渡辺 正男 君 |
| 3番 | 山本 岩雄 君 | 10番 | 西 宗亮 君 |
| 4番 | 湯本 晴彦 君 | 11番 | 小林 克彦 君 |
| 5番 | 高山 祐一 君 | 12番 | 布施谷 裕泉 君 |
| 6番 | 望月 貞明 君 | 13番 | 山本 光俊 君 |
| 7番 | 徳竹 栄子 君 | | |

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤 光男 議事係長 田村 英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

| | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 町 長 | 竹節 義孝 君 | 副町長 | 小松 健一 君 |
| 教育 長 | 柴草 隆 君 | 会計管理者 | 渡辺 千春 君 |
| 総務 課長 | 小林 広行 君 | 税務 課長 | 山崎 和彦 君 |
| 健康福祉課長 | 大塚 健治 君 | 農林 課長 | 鈴木 隆夫 君 |
| 観光商工課長 | 湯本 義則 君 | 建設水道課長 | 小林 元広 君 |
| 教育 次長 | 山本 和幸 君 | 消防 課長 | 町田 昭彦 君 |
| 代表監査委員 | 中野 隆夫 君 | | |

(午前10時00分)

議長（山本光俊君） おはようございます。

本日はご苦労さまです。

令和元年第5回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

7月10日に中学生が夢見るまちづくり討論会、8月15日には成人式に出席しました。次代を担う若者たちがこの町に住み続けていただけるよう、改めて持続可能なまちづくりに向けて微力ながら尽くしてまいりたいとの思いを新たにいたしました。

8月15日から16日にかけて通過しました台風10号は、当町にも果樹の落下等、大きな被害をもたらしました。被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、町・関係機関・団体等の迅速な対応をお願いしたいと思います。

8月31日、当町では防災訓練が実施されました。災害は台風など事前にある程度予測できるものもありますが、予測できない災害もあります。訓練において改めて日ごろの防災意識、いざというときの行動の想定などの重要性を痛感したところであります。

さて、本定例会は平成30年度一般会計ほか7会計の決算認定を初め、補正予算、新たな制度の導入に伴う条例の制定等の重要案件を審議する議会であります。とりわけ決算の認定は、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、行政効果と費用対効果等を審議する極めて重要な案件です。慎重にご審議いただくようお願い申し上げます。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対して十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時00分)

議長（山本光俊君） ただいまの出席議員数は13名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和元年第5回山ノ内町議会定例会を開会します。

会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開会に当たり、地方自治法第121条の規定によって、中野隆夫代表監査委員に出席をいただいております。

続いて、改めてクールビズについて申し上げます。

6月定例会と同様、本定例会もクールビズとし、ノーネクタイ、ノー上着を認めますので、ご承知願います。

議長（山本光俊君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めておはようございます。

本日、ここに令和元年第5回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚く御礼申し上げます。

7月10日、ことしも山ノ内中学校3年生による「中学生が夢見るまちづくり討論会」が、行政、議会を初め、町内各種団体の皆さんにご参加いただき、中学生の視点でのまちづくりに対する質問、提案をいただきました。生かせる事柄については、今後の行政施策の中で十分検討し対応してまいりたいと思っております。

7月27日、奥志賀森の音楽堂で「森の音楽会」が、また、29日は山ノ内中学校の「小澤コンサート」が志賀高原総合会館で開催されました。例年、小澤先生に指揮をしていただいていたまいりましたが、1週間前から体調が思わしくないとのことで、来町がキャンセルになり、大変残念でした。しかし、鑑賞された皆さんは、小澤アカデミーの方々のすばらしい演奏に満足されていまして、中学校の子供たちは小澤先生の一日も早い回復を願うエールを送っていました。その後、「セイジ・オザワ松本フェスティバル」では、記者会見やサプライズで小澤先生が指揮する姿をテレビや新聞で拝見することができ、ほっとしているところです。

令和の奇跡ともいふべき、スキー王国・飯山高校の高校野球長野県大会優勝、甲子園出場という快挙は、北信管内はもとより、県内でも連日大変な話題となり、大きな夢を与えていただきました。

当町からは2番セカンド若林君、4番レフト鈴木君がレギュラーで出場し、飯山高校や同窓会からの要請もあり、管内6市町村で資金協賛しました。お話では、県内では観光シーズンでもあり、バスが足りず、新潟県、群馬県のバス会社を含め68台でアルプススタンドを埋め尽くす大変熱気に包まれた応援だったとのことです。結果は1回戦敗退と残念でしたが、選手はもちろん、地域やOBの皆さんにとっても、ひと夏のすばらしい感動となりました。

なお、彼らの思い出の甲子園の土をいただき、文化センター1階フロアに飾り、引き続き道の駅や庁舎玄関などにも移動して、より多くの町民の皆さんにごらんいただくようにしてまいりたいと思っております。

8月3日から7日まで、長野県の要請を受け、阿部知事らとともに北京市、河北省を訪れてまいりました。

4日の北京市でのスキーファンの集いには、スキー団体や旅行会社、マスコミ関係者など約300名が参加され、舞台上で志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原、とりわけパウダースノー、スノーモンキー、温泉、おいしい果物、ユネスコエコパークの取り組みなど、町の観光と農業を中心にPRしてまいりました。

当町は、東京2020オリンピック・パラリンピックの中国のホストタウンでもあり、1998年長

野冬季オリンピック競技会場として、北京オリンピック前のスキー合宿誘致を、また、会場内では志賀高原リゾートの役員もブースを設け、町や志賀高原のパンフなどで個別にPR、誘客に努めていただきました。

このほか長野県と友好交流をされている河北省長、5日は国家体育総局長、滑雪協会長、また北京市人民政府書記で北京五輪組織委員会会長、中日友好協会副会長らと面談してまいりました。

私はイオンモール訪問をパスして、旧知の于再清IOC副会長や7月に就任された密雲区長と面談してまいりました。于副会長は東京五輪ごろには、また密雲区からはことしの10月にそれぞれ来町したいとのことでした。インバウンドとともに、密雲区とのさらなる友好交流の一助になることを期待しているところです。

8月15日から16日にかけて、台風10号は横倉地区、南部地区で収穫前の太陽、貴陽など、プラム約5,000万円余りの落下被害で県下でも最大でした。ほとんど農家は農業共済に入っていないこともあり、県やJAとも対応を協議しているところです。なお、JAからは町職員の被害調査対応が素早かったと感謝いただきました。

夏の風物詩として定着している湯田中温泉夏祭りや渋温泉夏祭り、大蛇祭りとミス志賀高原コンテストも大勢の観光客のにぎわいにより、それぞれ無事終了いたしました。

渋温泉では毎晩日本語、英語、中国語でのイベントアナウンスもあり、イベントや温泉街も国際色を感じました。また、大蛇祭りも例年3日間を2日間にするなど、不易流行、歴史や伝統を大切にしつつも時代やニーズを反映した祭りイベントになったことは大変よかったですと感じました。

選ばれた第53代ミス志賀高原の3名の方は、志賀高原や山ノ内町の観光、農業を国内外に発信していただけるよう、大いに期待しているところです。

最近、熊、猿、イノシシなど、観光客の皆さんや農作物への被害が多発していることから、8月22日に有害鳥獣対策会議を開催しました。猟友会のご協力もいただき、パトロール、目撃情報に対しては電柵、わな、おりなどで対応しているところでございます。

一方、県内では豚コレラの感染が拡散していることから、8月26日、県から説明をいただき、県の指導のもと拡散防止策として、広報での注意喚起、役場玄関等での消毒・防疫対策、登山道・遊歩道・公園等における注意看板の設置などを予定しております。

8月26日、第2回高校の将来像を考える協議会が開催されました。少子化の中で、よりよい高校教育を目指して、他市町村、教育関係者、住民の皆さんとともに、未来ある子供たちの教育環境の整備を基本に、方向性を見出してまいりたいと思っております。

いよいよ本格的台風シーズンを迎えましたので、8月31日、西小学校を中心に防災訓練を実施しました。住民、観光客の安心・安全、かつ生命・財産を守る防災のまちづくりの一環として、新たな防災無線を活用し、いち早い情報伝達と災害対応としての防災訓練を実施しました。町内外の関係機関や団体、とりわけ西部地区、消防団関係者には大変お世話になりました。被

害がないことが一番ですが、こうした訓練を通して一朝有事に万全を期してまいりたいと思っております。

さて、本議会に提案申し上げます案件は、報告事項2件、令和元年度一般会計及び2特別会計の補正予算計3件、平成30年度一般会計及び6特別会計、1事業会計の歳入歳出決算の認定8件、条例の制定6件など、計21件であります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

開 議

議長（山本光俊君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（山本光俊君） 諸般の報告を行います。

最初に、請願・陳情の受理及び取り扱いについて申し上げます。

去る8月26日の議会運営委員会までに受理しました請願・陳情はありませんでした。

なお、6月定例会で可決されました2件の意見書につきましては、6月27日付で関係行政庁へ送付いたしました。

次に、管外視察について申し上げます。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会の調査活動として実施しております管外視察調査につきましては、委員会ごとに11月末日までに実施されますようお願いいたします。

次に、一部事務組合の議会関係について申し上げます。

去る7月2日、岳南広域消防組合議会が開催され、空席となっております副議長に山本光俊が選出されました。また、条例改正、補正予算等4議案が原案のとおり可決とされております。

次に、8月27日北信広域連合議会臨時会が開催され、空席となっております監査委員に山本光俊が選出されました。また、老人ホーム建設工事請負契約締結及び一般会計補正予算の2件が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（山本光俊君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

7番 徳 竹 栄 子 君

8番 高 田 佳 久 君

9番 渡 辺 正 男 君

を指名します。

2 会期の決定について

令和元年第5回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期22日間)

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 開 会 開 議 | 閉 議 閉 会 | 内 容 |
|------|---|-------|---------|---------|---|
| 9. 3 | 火 | 本 会 議 | 午前10時 | 午後5時 | 諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第7号～第8号 上程、提案説明、質疑、採決 議案第49号～第59号 上程、提案説明 認定第1号～第8号 上程、提案説明、監査報告 |
| | | 全員協議会 | | | |
| 4 | 水 | 休 会 | | | |
| 5 | 木 | 本 会 議 | 午前10時 | 午後5時 | 一般質問 |
| 6 | 金 | 本 会 議 | 午前10時 | 午後5時 | 一般質問 |
| 7 | 土 | 休 会 | | | |
| 8 | 日 | 休 会 | | | |
| 9 | 月 | 本 会 議 | 午前10時 | 午後5時 | 議案審議 議案第49号～第53号 質疑、討論、採決 議案第54号～第59号 質疑、常任委員会付託 認定第1号～第8号 質疑、常任委員会付託 |
| 10 | 火 | 委 員 会 | 午前9時 | 午後5時 | 常任委員会 (予算決算審査) |
| 11 | 水 | 委 員 会 | 午前9時 | 午後5時 | 常任委員会 (予算決算審査) |
| 12 | 木 | 委 員 会 | 午前9時 | 午後5時 | 常任委員会 (予算決算審査) |
| 13 | 金 | 委 員 会 | 午前9時 | 午後5時 | 常任委員会 (予算決算審査) |
| 14 | 土 | 休 会 | | | |
| 15 | 日 | 休 会 | | | |

| | | | | | |
|----|---|------------------|---------|---------|---------------------|
| 16 | 月 | 休 会 | | | |
| 17 | 火 | 委 員 会 | 午 前 9 時 | 午 後 5 時 | 常任委員会（予算決算審査・条例審査等） |
| 18 | 水 | 委 員 会 | 午 前 9 時 | 午 後 5 時 | 常任委員会（条例審査等） |
| 19 | 木 | 議 会 運 営 委 員 会 | 午 後 2 時 | 午 後 5 時 | 議会最終日日程審議 |
| 20 | 金 | 休 会 | | | |
| 21 | 土 | 休 会 | | | |
| 22 | 日 | 休 会 | | | |
| 23 | 月 | 休 会 | | | |
| 24 | 火 | 本 会 議 | 午 後 2 時 | 午 後 5 時 | 常任委員会報告 |

議長（山本光俊君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日9月3日から9月24日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月3日から9月24日までの22日間に決定しました。

3 報告第7号 専決処分の報告について

専決17号 平成30年度橋梁補修（橋梁長寿命化）工事変更請負契約の締結について

議長（山本光俊君） 日程第3 報告第7号 専決処分の報告について、専決第17号 平成30年度橋梁補修（橋梁長寿命化）工事変更請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第7号 専決処分の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

専決第17号の内容であります。黒川橋において施工した橋梁補修工事の変更請負契約につきましては、請負業者、株式会社下田土建と平成30年12月26日付で締結したものです。

なお、内容につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。
以後の議案等についても同様とします。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第7号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 報告第7号 専決処分の報告について、専決第17号 平成30年度橋梁補修（橋梁長寿命化）工事変更請負契約の締結については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第8号 平成30年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について

議長（山本光俊君） 日程第4 報告第8号 平成30年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第8号 平成30年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について申し上げます。

本案につきましては、定款に基づき評議委員会において承認を得たもので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 報告第8号 平成30年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 議案第49号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）

6 議案第50号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

7 議案第51号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（山本光俊君） 日程第5 議案第49号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）、日程第6 議案第50号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第7 議案第51号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3議案を一括上程し、議題とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第49号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）から議案第51号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件について、一括ご提案申し上げます。

初めに、議案第49号 令和元年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

補正予算額は歳入歳出それぞれ5,539万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ74億5,312万8,000円とするものであります。

債務負担行為の補正では、オリンピック聖火リレー事業を追加するものです。

地方債の補正では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、負債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入の主なものから申し上げます。

11款地方交付税では、普通交付税の額の決定により2億8,131万3,000円を増額補正しております。

15款国庫支出金の第2項国庫補助金では、先進的インバウンドプロジェクト支援事業などの増額補正です。

16款県支出金の2項県補助金では、外国人にもわかりやすい案内標識整備促進事業などの増額補正です。

19款の繰入金の1項の基金繰入金では、一般財源に充てる減債基金繰入金と財政調整基金繰入金を財源調整のため減額補正してあります。

22款町債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により減額補正します。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項の総務管理費では、人事異動に伴う職員給与等の減額及びオリンピック聖火リレー事業、若者定住促進マイホーム取得等補助金の増額補正です。

3款2項の児童福祉費では、10月からの幼児教育保育料無償化に対する事業費を増額補正でするものでございます。

4款1項の保健衛生費では、骨髄バンクドナー助成金の新規計上です。

5款第1項の農業費では、地元見回りなどの対応経費の増額補正計上でございます。

6款1項の商工費では、人事異動に伴う職員給料等の増額のほか、空き店舗等活用支援事業や地域おこし協力隊員の増額補正です。また、インバウンド推進費では、外国人にもわかりやすい案内標識整備促進事業などの増額補正でございます。

7款2項の道路橋梁費では、地元見回り対応経費などを増額補正しているものでございます。

8款1項の消防費では、戸別受信機の追加購入経費の計上です。

9款2項の小学校教育費では、小学校の修繕費など、4項の社会教育費では、社会体育館周辺整備工事費等の増額補正でございます。

10款1項の農林水産施設災害復旧費では、北原新堰の災害復旧工事費の計上でございます。

次に、議案第50号 令和元年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容では、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,830万円とするものであります。

歳入の内容は、前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出の内容は、国民健康保険をさかのぼって喪失することなどで、過年度の保険税の還付が増加したことにより、諸支出金の保険税還付金を増額するものでございます。

次に、議案第51号 令和元年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,789万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,748万1,000円とするものでございます。

歳入の内容は、一般会計繰入金の実業費繰入金を46万7,000円、前年度繰越金1,742万3,000円を計上するものです。

歳出の主な内容は、消費税率引き上げによる介護報酬改定等に伴うシステムの改修の委託料を46万7,000円、介護給付費、負担金等の過年度精算に伴う返還金として諸支出金1,742万3,000円を計上するものです。

以上、3議案について一括ご提案申し上げます。

なお、議案第49号の細部につきましては、総務課長より補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第49号について、総務課長。

総務課長（小林広行君）〔議案に基づく補足説明〕

8 議案第52号 平成30年度山ノ内町水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について

9 議案第53号 平成30年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（山本光俊君） 日程第8 議案第52号 平成30年度山ノ内町水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について及び日程第9 議案第53号 平成30年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第52号 平成30年度山ノ内町水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について及び議案第53号 平成30年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての2議案について申し上げます。

初めに、議案第52号 平成30年度山ノ内町水道事業会計建設改良積立金の目的外使用について申し上げます。

平成30年度山ノ内町水道事業会計決算に当たり、建設改良積立金の一部を企業債償還に使用することにつき、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、議案第53号 平成30年度山ノ内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について申し上げます。

平成30年度山ノ内町水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金1億5,870万5,531円のうち、積立金取り崩し相当額7,272万5,297円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、残余の8,598万234円は山ノ内町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金に積み立てて処分をしております。

以上の2議案について、議案第52号の細部につきましては、建設水道課長より補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第52号について、建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君）〔議案に基づく補足説明〕

10 議案第54号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

11 議案第55号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

12 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第10 議案第54号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、日程第11 議案第55号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、日程第12 議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3議案を一括上程し、議題とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第54号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてから議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第54号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることから、非常勤職員の任用根拠や勤務条件、給与の決定の規定を新たに定める必要が生じたことにより、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第55号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、議案第54号と同様、平成29年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、非常勤職員の報酬等に関する事項について、新たに条例を定めることになりました。

続いて、議案第56号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法及び地方自治法において非常勤の職員の定義が改められ、現行条例に会計年度任用職員を加えることの必要が生じたことや、会計年度任用職員に関する条例を新たに定めることにより、現行条例から削除する箇所が生じたことなど、関係する職員の勤務時間及び休暇に関する条例、一般職員の給与に関する条例、山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、山ノ内町人事行政の運営等の状況も公表する条例、山ノ内町職員定数条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

以上、議案第54号から議案第56号までの3議案について一括説明申し上げます。

なお、議案第54号及び議案第55号の細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第54号及び第55号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） [議案に基づく補足説明]

13 議案第57号 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第58号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

15 議案第59号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第13 議案第57号 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14 議案第58号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第59号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括上程し、議題とします。

以上、3議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第57号 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第59号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第57号 消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、消防団員の任免等を定めるための条例であります。今回の改正は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律が施行されたことに伴い、成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除するものでございます。

次に、議案第58号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新制度が新設されたことにより、更新に係る手数料を水道事業者である地方公共団体が条例によって定めることになったことによるものでございます。

続いて、議案第59号 山ノ内町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、館長を会計年度任用職員として、それに関連する任期等を改正するものでございます。

以上、議案第57号から議案第59号の3議案について申し上げます。十分ご審議の上、ご承

認をお願いいたします。

-
- 16 認定第1号 平成30年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 17 認定第2号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 18 認定第3号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
 - 19 認定第4号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 20 認定第5号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 21 認定第6号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 22 認定第7号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 23 認定第8号 平成30年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長（山本光俊君） 日程第16 認定第1号から日程第23 認定第8号までの8件を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上8件について、提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 認定第1号 平成30年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成30年度山ノ内町水道事業会計決算の認定についてまでの8件について一括ご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成30年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

なお、以下、万円単位で申し上げます。

決算規模について、歳入総額71億9,717万円、歳出総額68億6,990万円であります。歳入から歳出を引いた形式収支は3億2,727万円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億2,261万円、いずれも黒字であります。実質収支比率は7.4%で、前年度対比0.7ポイントの減となりました。

単年度収支は、前年度の実質収支額と比較して2,499万円の減となりました。

それでは、歳入について申し上げます。

歳入決算額は71億9,717万円で、昨年度に比べ繰越金、寄附金等が増額となり、前年度比1億4,751万円、2.1%の増となりました。

歳入の主な内容であります。町税は17億1,740万円で、昨年度に比べ固定資産税などの減により、前年度比3,736万円、2.1%の減となりました。

地方譲与税・交付金関係は総額3億2,216万円で、昨年度に比べ地方消費税交付金の増などから、前年度比780万円、2.5%の増となりました。

地方交付税は22億9,457万円で、普通交付税の増などから前年度比1,146万円、0.5%の増となりました。

国庫支出金は5億2,557万円で、中学校長寿命化事業などの増から、前年度比6,799万円、14.9%増となりました。

寄附金は2億8,419万円で、ふるさと寄附金の増などから、前年度比7,390万円、35.1%の増となりました。

繰越金は3億5,984万円で、前年度比1億680万円、42.2%の増となりました。

町債は10億688万円で、防災無線デジタル化事業の減などから、前年度比4,858万円、4.6%の減となりました。

引き続き、歳出について申し上げます。

歳出決算額は68億6,990万円で、前年度に比べ中学校長寿命化事業など大型事業の増により、前年度比1億8,008万円で2.7%の増となりました。

歳出の主な内容ですが、総務費は9億3,586万円で、ふるさと寄附金の増などから7,864万円、9.2%の増となりました。

民生費では、11億6,642万円で臨時福祉給付金事業の減などにより、前年度比1億1,143万円、8.7%の減となりました。

土木費は6億112万円で、大規模建築物等耐震改修緊急促進事業の増などにより、前年度比8,528万円、16.5%増となりました。

消防費は7億309万円で、防災無線デジタル化事業の減などにより、前年度比7,330万円、9.4%の減となりました。

教育費は8億7,203万円で、中学校長寿命化事業の増などにより、前年度比2億7,804万円、46.8%の増となりました。

諸支出金では7億9,828万円で、南部浄水場更新関連事業の減などにより1億366万円、11.5%の減となりました。

なお、財政の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、認定第2号 平成30年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成30年度をもって廃止となった有線放送電話事業ですが、地域の情報通信手段として信頼される情報システムづくりを進めるため、保守点検や維持修繕工事、線路改修工事を行ってま

いりました。歳入決算額は3,515万円、歳出決算額は2,625万円で、歳入歳出差し引き額は889万円の黒字となりました。

次に、認定第3号 平成30年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について申し上げます。

事業勘定では、保険の加入状況は前年度末に比べ世帯数で66世帯減、2,228世帯、被保険者数では178人減の3,858人となっております。平成30年度から長野県も財政運営の責任主体となったことから、歳入歳出決算状況の内訳が変更となっております。歳入歳出決算額は17億1,872万円で、前年度に比べて2億4,004万円、12.25%の減であります。

歳出決算額は17億620万円で、前年度に比べ2億3,223万円、11.98%の減となりました。

歳入歳出差引額は1,252万円であります。

次に、歳入の主なものについては、国保税収入総額は3億9,126万円で、前年度に比べ4,504万円、10.32%の減であり、現年度分の収納率は93.9%で、前年度に比べて1.2ポイント減少しました。

歳出の主な内容では、保険給付費は11億5,473万円で、前年度に比べ1億6,339万円、16.48%の増となりました。新規項目として、国民健康保険事業費納付金を4億9,186万円、長野県に納めました。

次に、施設勘定では、歳入決算額は5万円、歳出決算額は5万円となりました。

歳出の主な内容は、施設管理及び基金利子の積み立てでございます。

続きまして、認定第4号 平成30年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億7,120万円で、前年度に比べ324万円、1.93%の増であり、歳出決算額は1億7,090万円で、前年度に比べ307万円、1.83%の増であります。

歳入歳出差引額は30万円であります。

歳入では、保険料が1億2,079万円、前年度と比べて291万円、2.48%の増、繰入金金が4,980万円、前年度と比べて47万円、0.97%の増でございます。

歳出では、広域連合納付金が1億6,916万円で、前年度に比べて331万円、2%の増となっております。

被保険者の状況は、前年度末に比べ11人増、2,785人、保険料の収納率は現年・滞繰合計で99.22%となっており、前年度に比べて0.16ポイント減少となっております。

次に、認定第5号 平成30年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

介護認定の状況につきましては、年度末現在883人、前年度より8人の増であります。また、65歳以上の第1号被保険者数は4,920人で、前年度より4人の減であります。

歳入決算額は17億1,803万円、歳出決算額は16億8,092万円で、歳入歳出差引額は3,710万円であります。

保険給付費については15億2,604万円で、前年度に比べて2,724万円の増ですが、介護保険計画と比べると93.8%でありました。

なお、支払準備基金積立金について、保険給付費等の支払いのため、931万円を取り崩し、保険者機能強化推進交付金と基金利子の251万円の積み立てを行いました。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センター運営事業などの地域支援事業費につきましては9,766万円で、事業対象者の増加により前年度に比べ1,244万円の増となりました。

続いて、認定第6号 平成30年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は4億5,893万円で、歳出決算額は4億5,791万円、102万円の黒字決算であります。平成30年度において、下水道附属施設の建設、公営企業会計移行業務等を実施してございます。

次に、認定第7号 平成30年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億2,622万円、歳出決算額は1億2,597万円で、25万円の黒字決算であります。平成29年度に引き続き西部地区の下水道台帳統合業務、管渠点検業務等を実施しております。

続いて、認定第8号 山ノ内町水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入及び支出は、収入額4億3,194万円、支出額3億2,615万円となりました。

資本的収入及び支出は、収入2,466万円、支出額2億2,020万円となりました。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括してご説明申し上げます。

なお、認定第1号から第7号まで会計管理者から、認定第8号を建設水道課長からそれぞれ補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） これより補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。説明には特に要点を整理し、簡潔明瞭に願います。

認定第1号から認定第7号までの7件について、会計管理者。

会計管理者（渡辺千春君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） 建設水道課長、中野代表監査委員に申し上げます。

補足の説明、審査報告を一旦中断し、続きを午後にしたいと思います。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

(休憩) (午前11時59分)

(再開) (午後1時00分)

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 認定第8号について、補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） ここで、中野代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。

中野代表監査委員、登壇。

（代表監査委員 中野隆夫君登壇）

代表監査委員（中野隆夫君） それでは、決算審査意見を述べます。

平成30年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

（1）歳入歳出決算

平成30年度山ノ内町一般会計、有線放送電話事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計。

（2）実質収支に関する調書

（3）財産に関する調書

2. 審査の期間 10日間。

3. 審査の方法

令和元年6月20日付元山総第138号をもって、山ノ内町長から審査に付された平成30年度山ノ内町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、会計管理者所管の諸帳簿、証書類と照合し、計数の確認及び必要に応じ関係課・局等の説明を徴取し、予算の執行状況等その適否について審査を実施した。

なお、高田佳久監査委員は地方自治法第199条の2の規定により、関係する項目の審査に当たっては除斥とした。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係所管の諸帳簿と符合して正確であることを認めた。

また、この各決算の内容及び予算の執行状況についても適正であると認めた。

1、総括、決算の概況、30年度一般会計及び6特別会計の歳入決算総額は114億2,552万円で、前年度より715万円減となり、歳出決算総額は110億3,813万円で、2,267万円の増となりました。

一般会計において、歳入は町税収入が前年度より3,737万円減となり、地方交付税は1,146万円の増、町債は10億688万円で4,859万円の減となりました。

一方、歳出では中学校長寿命化、防災無線デジタル化、やまびこ広場リノベーション等の大

型事業やふるさと寄附金の増に伴う経費の増により、前年度より1億8,008万円増となりました。

特別会計において、国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体になったことにより、歳入で2億4,004万円の減、歳出で2億3,224万円の減となりました。

介護保険特別会計では、第7期介護保険事業計画の初年度で、保険料が改定されたことにより、歳入で2,938万円の増、歳出で保険給付費、地域支援事業費等の増により1,836万円の増となりました。

会計別については、下の表のとおりでございます。

次のページの2の決算収支の状況、形式収支は一般会計3億2,728万円、実質収支では3億2,262万円となりました。

単年度収支は2,499万円のマイナスとなり赤字に転じました。

実質公債比率は前年度よりさらに1.0%低下し、8.7%となりました。

特別会計全体の形式収支、実質収支は6,011万円で、単年度収支は275万円のプラスとなり黒字に転じました。

決算収支の状況は表のとおりでございます。

3として税・料金の収納状況、町税の調定額は22億4,211万円となり、前年度より1億3,610万円の減となりました。現年度課税分では5,559万円の減となった。収納額では17億1,741万円で3,747万円の減となりました。うち、滞納繰越分は7,745万円で823万円増となりました。収納率では現年度分が0.4%増の93.6%、滞納繰越分は3.7%増の15.8%、全体では2.8%増の76.6%となりました。

また、滞納繰越額は調定額の減少や不納欠損処分によって1億6,385万円減少しました。

国民健康保険税の調定額は4億6,711万円で、4,855万円減となりました。収納額は3億9,126万円で4,005万円の減となった。

介護保険料の調定額は3億3,134万円で415万円の増となった。収納額は3億2,537万円で391万円の増となりました。

下水道使用料の調定額は2億3,696万円で491万円増となりました。収納額は1億8,469万円で761万円の増となりました。

農集使用料の調定額は3,543万円で36万円の増となりました。収納額は3,496万円で42万円の増となりました。

税・料金等の収納状況は下の表のとおりでございます。

町債の状況、一般会計借入金は臨時財政対策債2億4,028万円、過疎対策事業債4億9,020万円、一般補助施設設備等事業債、補正ですが880万円、緊急防災・減債事業債2億5,660万円、国土保全対策事業債450万円、災害復旧事業債600万円であり、前年度より4,859万円減となりました。

借入金現在高は4億9,829万円増となりました。

公共下水道事業会計では、新たに1,720万円借りたが、借入金残高は10.3%の減、農業集落排水事業特別会計では償還のみで5.4%減となった。

町債現在高は2億6,243万円の増となりました。

町債の状況は下の表のとおりでございます。

積立金の状況ですが、一般会計の基金総額は21億6,871万円で、財政調整基金、ふるさと基金（寄附分）、観光施設整備等基金等の積み立てにより8,059万円の増となりました。

国民健康保険特別会計基金は411万円の取り崩しを行い、基金残高は2億6,512万円となり、介護保険支払準備基金は932万円の取り崩しにより、基金残高は2億1,902万円となりました。

積立金の状況は表のとおりです。

次に、一般会計決算の概況、1としまして、歳入決算額は71億9,711万円で、前年度比1億4,752万円の増となりました。

町税では、法人町民税が1,010万円増加したものの、固定資産税では前年度比3,198万円、個人町民税は834万円、町たばこ税が383万円の減となりました。

地方交付税では、基準財政需要額が3,133万円増加し、基準財政収入額が2,661万円減少となり、普通交付税は6,081万円の増となった。

特別交付税は4,935万円の減となり、交付税全体では1,146万円の増となった。

国庫支出金では、中学校長寿命化事業等により6,799万円の増となった。

県支出金では、農業補助金で産地パワーアップ事業の増等により1,972万円の増となった。

寄附金では、ふるさと寄附金の増により7,390万円の増となりました。

繰入金では、ふるさと基金等が増となったが、観光施設整備等基金の皆減等により3,683万円の減となった。

町債では、中学校長寿命化、やまびこ広場リノベーション等の大型事業があったが、防災行政無線デジタル化、南部浄水場更新等の減により4,859万円の減となりました。

一般財源では、町税が3,737万円の減となりましたが、普通交付税では1,146万円、ふるさと寄附金で6,796万円、繰越金で1億453万円の増により、全体で1億5,285万円の増となりました。

歳入の経常的一般財源が2,211万円増となったが、歳出の経常的経費充当一般財源が5,062万円増となり、経常収支比率は79.2%となりました。

一般財源の状況等は下の表のとおりです。

2として、歳出決算額は68億6,990万円で、前年度より1億808万円の増となった。

主なものとして、総務費では楽ちんバスの運行経費、ふるさと寄附金の増額に伴う経費等により7,864万円の増。

民生費では、臨時福祉給付金事業、志賀高原保育園大規模改修等の皆減により1億1,144万円の減。

衛生費では、ごみ処理及びし尿処理経費等により3,921万円の減。

農林水産業費では、産地パワーアップ事業、民有林道改良事業等により3,168万円の増。

商工費では、志賀高原総合会館98改修事業が減となったが、国立公園整備、やまびこ広場リノベーション事業等の増により716万円の増となりました。

土木費では、町道除排雪費、大規模建築物等耐震改修（繰越明許）等の増により8,529万円の増。

消防費では、防災無線デジタル化事業の減等により7,331万円の減。

教育費では、中学校長寿命化事業、西小学校トイレ改修等により2億7,804万円の大幅増。

諸支出金は、公共下水道事業会計への繰出金が増となったが、国民健康保険会計への経営健全化繰出金、水道事業会計の南部浄水場更新事業への繰出金の皆減により1億367万円の減となりました。

次に、性質別の人件費では、職員数の減により1,070万円の減、物件費ではふるさと寄附金の増額に伴う経費等により4,647万円の増、維持補修費では、町道除排雪費等により6,610万円の増、扶助費では臨時福祉給付金の皆減等により5,467万円の減、公債費では臨時財政対策債、過疎対策事業債により3,131万円の増となりました。

積立金では、ふるさと基金（寄附分）、財政調整基金へ積み立てたことから、6,868万円の増。

投資・出資金・貸付金では、南部浄水場更新事業への出資金が皆減となったことから、9,700万円の減。

普通建設事業では、中学校長寿命化、防災無線デジタル化、橋梁長寿命化、やまびこ広場リノベーション等の大型事業により1億3,249万円の増となりました。

次に、特別会計決算の概況ですが、有線放送電話事業特別会計では歳入決算額3,515万円、歳出決算額2,626万円、使用料収入は前年度より115万円減の2,594万円となりました。加入件数は113件減の2,181件となり、加入率は2.2%減の45.2%となりました。有線放送電話は地域防災情報システムの整備が完了したことから、30年度末をもって事業を廃止したが、会計業務は有線放送関連施設の撤去等を実施するため、当面の間、存続としました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、事業勘定、加入状況については、前年度と比較して世帯数で66世帯減の2,228世帯、人員では178人減の3,858人となりました。

加入状況等は表のとおりでございます。

制度別被保険者数は一般が143人減の3,844人、退職者医療は35人減の14人となりました。制度別被保険者数は下の表のとおりです。

給付状況では、返納金等の収入額を差し引いた額の比較で、一般医療分は1億6,511万円の増、退職医療費は974万円の減となりました。1人当たりの保険給付では、一般が5万271円増の28万5,178円となり、退職被保険者等は17万7,750円増の51万6,645円となった。一般と退職者医療の合計では、保険給付額が前年度より15.9%増加し、1人当たり保険給付額も21.2%増加しました。

歳入決算額は17億1,872万円で2億4,004万円減、歳出決算額は17億620万円で2億3,224万円減、差し引き残高は1,252万円となりました。

国民健康保険税は3億9,126万円で4,505万円減少しました。

国保事業勘定決算の状況は表のとおりでございます。

直営診療所勘定は、歳入歳出決算額ともに5万円で基金に5万円積み立てました。

後期高齢者医療保険特別会計、歳入決算額は1億7,121万円で、前年度より325万円、歳出決算額は1億7,091万円で308万円それぞれ増となりました。

被保険者は前年度より11人、総医療費は20億5,560万円で7,291万円、1人当たり医療費は73万9,958円で4.0%それぞれ増加しました。

被保険者の詳細の状況及び医療給付状況の表は、次の表のとおりでございます。

介護保険特別会計、第7期介護保険事業計画（30年度から令和2年度）の初年度であった。歳入決算額は17億1,804万円で、前年度より2,938万円、歳出決算額は16億8,093万円で、1,836万円それぞれ増となった。また、被保険者は4,920人で4人減少した。介護認定の状況では、認定者は883人で8人の増となりました。

第1号被保険者及び被保険者別要介護認定の状況は下の表のとおりでございます。

次、保険給付費の実績は15億2,605万円で、2,724万円の増となったが、計画に対しては1億24万円下回り93.8%となりました。

保険給付の計画と実績は下の表のとおりです。

それから、公共下水道事業特別会計、歳入決算額は4億5,894万円で、前年度より5,819万円増、歳出決算額は4億5,792万円で5,893万円増となりました。

水洗化進捗率等については、下の表のとおりです。

農業集落排水事業特別会計、歳入決算額は1億2,623万円で86万円増、歳出決算額は1億2,597万円で75万円増となりました。

接続率は下の表のとおりです。

次に、審査の総括意見ですが、町の基幹産業である観光は、若者のスキー離れや白根山の火山活動活発化の影響等、依然として厳しい状況にあるが、スノーモンキー人気等により外国人観光客が増加しています。国際的な観光づくりを目指し、国立公園満喫プロジェクト展開事業やインバウンド推進係を設置する等、取り組みを進めてきたが、さらに業界・町が一体となって取り組むことが望まれます。

一方、農業においては、農業従事者の高齢化が進む中、後継者・新規就農者の確保につなげるため、各地区農業振興会議の計画を推進し、果実が上がるよう努めることが最重要課題であります。

30年度は中学校大規模改修、防災無線デジタル化、やまびこ広場リノベーション、橋梁補修等の大型事業が実施された。今後も公共施設の機能維持や長寿命化に係る経費が増大傾向にあるため、公共施設等総合管理計画に基づいた事業の推進が望まれる。

一般会計の決算財政規模は、歳入で2.1%、歳出で2.7%、それぞれ前年度を上回り、単年度収支は前年度1億630万円の黒字であったが、財政調整基金へ3,160万円を積み立てたことで2,499万円の赤字に転じました。

多岐にわたる住民要望に対処するための財政状況を主な指標で見ますと、経常収支比率は79.2%で、前年度に比べ0.8ポイント上がった。財政力指数は0.440で前年度から0.003下回りました。一般財源は前年度と比較して1億5,285万円の増、その根幹をなす町税に関しては、調定額の現年分で町民税、軽自動車税以外は減となり、特に固定資産税は評価替え基準年度で対前年度比5,095万円の減、全体では5,559万円の減となりました。収納関係では、前年度分で4,559万円の減、滞納繰越分では822万円の増、全体では3,737万円の減となりました。

厳しい社会情勢の中、収納率は現年度分で0.4%、滞納繰越分で3.7%ともにアップし、全体では76.6%となり、前年度を2.8%上回りました。地道な努力はあらわれていますが、さらなる収納率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、個別意見ですが、過大業務とならないよう、適正な人員配置に努められたい。特に、観光とか農林、建設、水道、保育士等に見られました。

2として、事務処理の適正化に努められたい。専決や決裁権限等に注意をお願いしたいと思います。

それから、税・料金等の滞納は関係課、上下水道、あるいは健康福祉課等、関係課で連携し早目に対応されたい。

4、移住・定住推進については、さらなる効果的なPR方法を検討されたい。

庁舎等公共施設の改修は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを進められたい。障害者差別解消法等により、ウォッシュレットとか受付の窓口等、いろいろ国でも問題になっておりますが、進めていただければと思います。

次に、基金等は安全かつ適正な運用に努め、長期運用については金利リスクに留意されたい。これは共同発行市場公募地方債等、あるいは今後、例えば単一地方債、県債とかいうものの10年、15年出る可能性はありますが、国際会計基準により、ハイパーインフレにならないことを祈りますけれども、等リスクには十分留意をお願いしたいと思います。

不納欠損については、法的根拠、経過等を明確にされたい。

それから、8、他市町村の成功事例等を参考にして、健康審査の受診率向上を図られたいと、予防の重要性に鑑み、お願いしたいと思います。

9として、介護予防事業は重症化予防のため参加者の増を図られたい。介護費の費用の増のため、お願いしたいと思います。

次に、有害鳥獣対策は実効が上がるよう努められたいということで、鳥獣保護管理法ということで、人命にもかかわるから、よろしくお願いしたいと思います。

それから、農林関係の国県補助については、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、情報収集に努め、積極的に活用していただきたいと思います。

案内看板等は実態を調査して進められたいということで、外国人に対するピクトグラムの効果も考慮して、取捨選択し、お願いしたいと思います。

空き家対策は、空家等対策計画に基づき進捗状況を常に把握し、これは特に急激な増となりますので、確実に実施をお願いしたいと思います。

それから、消防施設については、特に警鐘楼とかその他ありますけれども、維持管理を含め日常的な安全対策に努められたい。

それから、いじめ対策については、特に最近問題になっており、表面化していなくても隠れたいじめが内包されていると全国言われております。連絡を密にし情報共有を図っていただきたいと思います。

次に、水道事業会計ですが、平成30年度山ノ内町水道事業会計決算審査意見書。

1. 審査対象 山ノ内町水道事業会計

2. 審査の期間 4日間

3. 審査の方法 令和元年5月22日付元山総第99号をもって、山ノ内町長から審査に付された水道事業会計の決算報告書・財務諸表及び決算付属書類が法令に準拠して作成され、これらの書類が事業の経営成績及び財政状況の表示並びに計数の適否の確認とともに、必要に応じ各種資料の提出に合わせた説明の聴取等により審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された決算報告書・財務諸表及び決算付属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に定める様式に準拠し作成されており、平成30年度の経営成績及び平成31年3月31日現在の財政状態を適正に表示されているものと認めました。

なお、予算の執行状況・経営成績及び財政状態の概要並びに意見等は、それぞれの項において述べるとおりであります。

5. 審査の個別意見

平成30年度山ノ内町水道事業会計決算について

決算報告書、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、それぞれ適正であります。

出納取扱金、指定金融機関等の残高証明と通帳・証書類を照合した結果、符号していることを認めました。

物品の管理も適正であります。

次に、経営状況ですが、経営成績、当年度の事業収益は消費税抜きで4億616万7,000円、事業費用は3億2,018万7,000円となり、当年度純利益8,598万円で、前年度に引き続き黒字決算となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は1億5,870万6,000円の計上となりました。

予算決算比較表は下の表のとおりです。

有収水量では、旅館、公衆浴場が増加したものの、給水人口の減少等により0.6%減少しました。給水収益は29年度料金改定により、30年度反映分等があり、1.8%増加をしました。

それぞれ有収水量、給水利益の収益剰余金等は下の表のとおりです。

水道使用量の未収金合計は7,726万2,000円で、1,426万4,000円減少しました。

収納率では現年度分が0.52%、過年度分が8.64%、ともに前年度を上回り、近年では最も高い収納率となりました。

明細については下の表のとおりです。

資本面では収入は2,466万4,000円で、企業債及び出資金の皆減等により、前年度と比較して2億4,150万5,000円減少し、支出は2億2,020万1,000円で、前年度より2億4,479万円減少しました。主な原因は、南部浄水場の更新事業が終了したためであります。

予算決算対比表は下の表のとおりです。

本年度の償還元金は1億8,998万1,000円で増加傾向にあります。借入金の残高は企業債の借り入れ等がなかったこと等により、13億5,543万8,000円となり減少傾向にあります。

それから、借入金、償還等については下の表のとおりです。

経営分析

給水費用（受託工事費を除く）は2億5,101万4,000円となりました。

主な費用では、南部浄水場更新により、減価償却費が前年度より2,553万9,000円の大幅な増加となったが、委託費が508万8,000円、支払い利息が502万8,000円とそれぞれ大きく減少したほか、人件費、修繕費、その他費用等が減少したことにより、全体として738万3,000円の減少となりました。給水収益と費用については下の表のとおりです。

1立方メートル当たりの供給単価は236.77円となり、前年度より5.54円増加した。

また、給水原価は184.52円となり、前年度より4.35円減少しました。このことから供給単価と給水原価の差は52.25円と改善が図られました。なお、給水原価は長期前受金戻入を差し引く前で算定しますと、231.26円となります。

あと、供給単価、原価等の詳細等、それぞれについては下の表の計算式のとおりでございます。

最後に、審査意見ですが、投資活動によるキャッシュ・フローの工事負担金分担金等について、収入は、システム管理できるよう検討されたいということで、一部分、手で修正していますので、担当者交代等によりリスクを回避するためにもお願いしたいと思います。

それから、イとして、水源・配水池については、さらなる安全対策を講じられたいということで、防護柵等を設置しておりますが、時代の変化に応じて簡単に入れないように等、安全対策を講じてもらいたい。

それから、ウとして、未払金・未収金は、町の未収金がありますもので、可能な限り年度内に処理していただきたいと思います。

それから、水道管網図については、30年、50年等、長期間の運用のため、データ管理は履歴等を残し適正な運用に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本光俊君） 大変ご苦労さまでした。

監査委員による審査の結果は全ての会計が適正であるとの報告でありました。

議長（山本光俊君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 1時50分)